

# 琉球大学学術リポジトリ

社会史の可能性について（二） 若尾祐司『ドイツ  
奉公人の社会史－近代家族の成立－』によせて

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2011-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 波平, 恒男, Namihira, Tsuneo メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/18730">http://hdl.handle.net/20.500.12000/18730</a>

## 社会史の可能性について(一)

—若尾祐司『ドイツ奉公人の社会史—近代家族の成立—』によせて—

### 目次

- 一 戦後歴史学と社会史研究
- 二 「全き家」と家父長支配
- 三 近代市民家族
- 四 欧米の社会史研究(以上、前号)
- 五 近代と家父長支配の概念(本号)
- 六 社会史の可能性について

波平恒男

## 五 近代と家父長支配の概念

これまでの叙述において、われわれは、本書『ドイツ奉公人の社会史——近代家族の成立——』が奉公人研究の視角から提示する伝統的「農民家政」像と近代「市民家族」像の概要をそれぞれ整理するとともに、それに対して幾つかの疑問を提起しておいた。そして前節では、それらの疑問を念頭に置きながら、近年の社会史研究が浮かび上がらせてきている家族発展の歴史像について、幾人かの有力な研究者たちの業績に即しながら点描してきた。

ところで、前節で近年の社会史研究の成果をみるためにあえて一節をさいたのは、ほかでもなく次の二つの理由による。それは、一つには、本書において隠れた論敵として想定されている近年の社会史研究について著者若尾氏が抱いているイメージと、その実際の姿との間には無視しえないギャップが看取され、そのことが本書における著者の社会史派批判を架空の論敵との論争にしまっているように思われたからであり、二つには、社会史の可能性の一端にいささかなりとも実質的な考察を加えうるための予備作業として、近年の「家族の社会史」の研究動向について、その概要なりとも明示化しておきたかったからである。

ここでもう一度、本書における社会史派批判に立ち戻ることになろう。若尾氏によれば、「市民的家族理想をもって……『近代家族』の誕生が画される」という本書における氏の「理解を否定する傾向が、社会史研究の中にも顕著に存在している」。ここで近年の英仏系(西ドイツ以外)の社会史派に見られる顕著な傾向として氏が批判しようとしているのは、「要約的に言えば、むしろ労働の共同性に立脚する伝統的農民家政こそが、対等で親密な家族関係を成立せしめ、逆に労働機能を奪われて孤立化した市民家族の妻や子供は、より強固な家父長的

従属関係に縛られる、という見解である」。なぜなら、そのような見解のうちには、「生存のために余儀なくされた労働の共同性を、対等で人間的な関係として理想化する」という「幻想」、言い換えれば「特定の歴史的条件のなかではじめて成立する家族理想を、『古き良き時代』の無差別的労働強制のなかに読み込んでしまう」という「錯誤」が含まれているからである(五九頁)。

しかしながら、以上のような若尾氏による社会史派の見解の要約は、本書の結論との対立点を鮮明にするための単純化の必要を考慮にいれたにしても、はなはだ不正確だと言わざるをえないであろう。というのも、アリエスやセガレーヌの見解についての前節での整理からも明らかのように、たしかに彼(女)等は、伝統社会においては生産力の低さ(それは子供の労働をさえ生産労働力として意味あるものにした労働技術の相対的幼稚さの関数でもある)と、その社会特有の階級構造のゆえにより、社会の大部分の階層においては女性も子供もともに労働に参加していた(伝統社会においても上層の社会層においては生産労働から解放されていた女性や子供が常に存在していた)ということ、そしてその参与の態様については実に鮮明な情報をわれわれに与えているが、しかしそれが——本書が一言で「労働の共同性」ないし「無差別的労働強制」と規定する——そのような生産力水準と階級構造に規定された労働への参与を「人間的な関係として理想化」し、近代的生産力の放棄を推奨しているなどとはとても思えないし、そのような環境が「親密な家族関係を成立せしめ」ていたとは決して主張してはいないからである。むしろ、先の要約とは全く逆に、彼(女)等は、伝統的農民家政には、文化と伝統に依じてその在り方は様々であったが、男女間にははっきりとした分業があり、またそれに基づく権威の配分が存在していたこと、そこでは家庭における夫婦間、あるいは広く家族成員間の愛情は——全く存在しなかったわけではないが——必ずしも必要不可欠のものと思なされていたわけではないこと、むしろ家族が自らを私生活のための親密

圏として外部の社会関係から隔離するようになることこそがまさに「近代家族」の誕生を画すメルクマールであること、等の見解を主張しているのである。およそ近年の社会史研究の特徴は、われわれが自明視しているところの規範や価値観、感情や情緒を無批判的に過去の世界に投影することをいましめて、むしろわれわれの世界と過去の世界との異質性を明らかにしていこうという志向にあるのである。

以上の点を確認しただけでも、本書においてその隠れた論敵たる社会史派に帰せられた見解と、その実際の主張との間には一定の乖離があることは明らかであろう。しかしながら肝賢な点なのであえて注意を促したいのだが、このことは、本書における社会史批判が誤解のみにもとずく全く架空の論敵との対決であることを必ずしも意味しているわけではない。それというのも、社会史派論の見解をその実際の主張に照らして正しく捉え返したにしても、両者の歴史観の間にはあきらかに無視しえない差異が存するからである。そしてこの両者の歴史観の差異は、それぞれの分析枠組や方法論の違いに深く根ざしているように思われる。

先に第一節で筆者は、ドイツ史研究の空白を埋める先駆的業績としての本書に内在する二つの難点として、奉公人研究という単一の視角から近代家族の成立という包括的現象をどれほど説明しうるかという問題と、ドイツの事例研究を通して西欧という普遍を語ることの問題性を指摘した。若尾氏と社会史派の両者における工業化以前の伝統的家族、近代家族、前者から後者への家族発展などについての異なったイメージは、本書が持つこの二重の問題性と関連しているように思われる。多分、この二つのイメージの差異は、両者における次のような分析枠組、方法論、研究対象の違いに由来しているであろう。すなわち第一に、本書が「家」から「家族」への発展という枠組を用いて、近代家族の成立を「奉公人」研究という単次元の視角から、すなわち奉公人の消滅過程という「裏面」から追求しているのに対して、社会史派では、伝統的「家族関係」から近代的なそれへの変化、す

なわち近代的「家族意識」の形成という多くの歴史的要因によって育まれた複合的現象を、それぞれの要因が持った比重に即しながら解明していこうという姿勢が採用されていることである。そして第二の違ひは、本書で批判の対象とされている英仏系の社会史家たちが、理論的一般化をそれぞれの研究の主たる対象地域であるイギリスやフランス、あるいはせいぜい西ヨーロッパに慎重に限定する傾向があるのに対して、本書では、ドイツの奉公人研究を踏み台に一気にヨーロッパにおける「家父長支配の歴史的位相」(終章)を説明するという一般化が企てられていることである。これらの違ひが、一方で本書の歴史に切り込む直線的な鋭さという利点を生みだしているが、他方では伝統的家族関係と奉公人の存在形態の地域的・階層的な多様性や近代家族を育んだ様々な要因の軽視へと傾かせており、結果的に、前述の社会史派との対決をすれちがいにおわらせているのではあるまいか。

以上は、さしあたっては単なる憶測であり、われわれの以下の議論を導く想定にすぎないものである。そして、ここでのわれわれの関心は、ドイツないしヨーロッパ近代史の歴史認識をめぐる問題というよりも、むしろ家族史研究に即しながら社会史の可能性の一端を考察するという理論的・方法論次元にある。主題をこのように限定した上で、本節の以下の考察においては近年の社会史派の家族研究、すなわち「家族の社会史」と、その奉公人研究の成果をわれわれなりに整理しながら、右に述べた憶測ないし想定の適否について吟味してみよう。

まず、近代への移行期におけるヨーロッパの家族発展を、本書におけるように伝統的「家」から近代「家族」へとという枠組によって捉えることは、前にも述べたように十分に根拠のあることである。その場合、ここで言う「家」——「全き家」——とは家族社会学や人類学における大家族Ⅱ拡大家族や小家族Ⅱ単婚家族という類型概念とは異なった概念であり、そのいずれにもあてはまらない特徴を有している。というのも、社会学や人類学におけるそれらの概念は、親族集団としての家族しか意味していないのに対して、ここで言う「家」には、通常、

固有の家族成員以外の非親族である奉公人がふくまれていた、ないしは含まれることがありえたからである。もちろん、工業化以前の伝統的社會においても、それぞれの時代や地域に特有の伝統的家族關係があつたことは言うまでもない。そして後述のように近代の家族關係の特質を理解するには、それを以前の時代の古い家族關係との対比で見えていくことが適切であろう。しかし重要なことは、工業化以前の時代には、社会的集團形成 (social grouping) の基礎となつたのは、親族集團としての家族ではなく、むしろ非常にしばしば非親族をも包摂した「家」=「世帯」(household)であつたということである。したがって、社会的集團形成の基礎という点から家族の歴史を振り返ると、問題となるのは親族集團としての家族の変化というよりも、むしろ世帯の変化、すなわち伝統的「家」の世帯から近代的な「家族世帯」——親族集團としての家族成員のみが構成する世帯——への変化なのである。

歴史人口学の教えるところによれば、工業化以前の時代におけるヨーロッパの世帯規模はしばしば想像されるほど大きなものではなかつた。例えば、イギリスの平均的世帯規模の歴史的变化を見てみると、世帯構成員の平均的規模は一七世紀から一九世紀を通じて平均四・七五ではほぼ一貫しているが、今日の平均的世帯規模は三・〇四人へと縮小している。この二つの数値を比べると、たしかに平均的世帯規模は三分の二弱へと縮小しているが、しかし四、五人規模の家族世帯は今日でもごく普通に見られることを考えれば、世帯規模の歴史的变化はそれ程大きなものではなかつたと言つてよいであろう。しかも右の世帯規模の変化において注目すべきことは、その平均的規模における急激な減少は、二〇世紀に入るまで起こつてはおらず、したがって世帯規模の縮小は工業化——産業革命——とは必ずしも直接的には符合しないということである。むしろ今世紀において平均的世帯規模の縮小をもたらした直接的要因としては、新マルサス主義的氣風(産児制限)の普及による婚姻家族の平均子供数

の減少、住居その他の生活条件の改善が下層の労働者家族に行き渡るほどまでに進んだこと、さらには独身世帯や子供たちが成長して巣立ったあとといわゆる「空き巣」世帯の増加、等々の様々な要因が複合的に作用しているであろう。もちろん、イギリスの事例は孤立した現象ではなく、その発展パターンは他のヨーロッパ地域の大部分にもあてはまる。

次に、家族形態の歴史的変化についてひとこと論及しておこう。周知のように、今日では結婚した夫婦とその子供たちのみで構成される単核核家族が一般的な家族形態であるが、工業化以前の伝統的「家」Ⅱ世帯の中核をなす家族の形態はどうであったか。もちろんこの点で問題になるのは、工業化以前の社会において多世代家族Ⅱ拡大家族が存在したのかどうか、存在したとすればどれ程の割合で存在し、どのような内的構造を持っていたのか、ということである。<sup>(3)</sup>

ミッテラウアーによれば、工業化以前のヨーロッパにおける多世代家族には二つの類型を区別することができる。一つは、いわば勝義の「根幹家族」であり、家長としての父親の權威が結婚した息子や義理の娘にまで及ぶものである。結婚した若い世代が父親の家長権に包摂されるこの種の形態は、東ヨーロッパの特定地域にみられたが、しかしこのような若い結婚したカップルの従属状態は、西ヨーロッパおよび中央ヨーロッパの三世代家族においては原則として存在しなかった。この点は、結婚した兄弟や姉妹が共住する水平的な拡大家族についても同様であった。<sup>(4)</sup> 多世代家族の第二の形態は、いわば穏やかな意味での根幹家族とも呼ぶべきもので、中央ヨーロッパの隠居制度 (retirement system) の慣行が行き渡っていた地域に見られるように、家長としての權威が世帯を引き継いだ若い世代に譲り渡されるものである。三世代共住世帯のこのような形態は、形態としては、西ヨーロッパおよび中央ヨーロッパに広く見られた。というのも、「家〔家屋〕」が相続によって家族に残されるよ



うな社会では、若いカップルにとって両親の少なくとも一人と、彼等が生きているあいだ一緒に暮らすということとは自然なことであった」<sup>(5)</sup>からである。もともと、ラスレットによれば、イギリスでは新婚の若い夫婦が両親との同居を避ける慣習——新偏狭主義の原理——の規範力が強く、その点でヨーロッパの他の地域との間に一定の構造的な違いが見られたが<sup>(6)</sup>、しかしこの新居制の原則も例外を許さないものではなかった。「結婚後両親と同居することを避ける新偏狭主義のルールは、親はあくまで同居すべきでないということの意味するのではない。夫や妻をなくした老人は比較的小数なので、それほど多世代世帯の比率が高まるわけではない。新偏狭主義の規範はときとして破られもするのである。というのは、たとえば、結婚したのちも子供たちが家に留まることもしばしばであったからである」<sup>(7)</sup>。このように一定の限定の下ではイギリスも含めて、特に農民世帯における可能性としては、多世代世帯が生じても決して不自然なことではなかった。

しかしながら、実際には、西ヨーロッパおよび中央ヨーロッパの多くの地域では、人々が三世代共住の世帯を形成することは比較的稀なことであった。そして三世代共住が起きたときも、それは比較的短い期間であった。このように多世代家族が稀にしか生じなかった理由としては、二つのことが決定的要因として作用していた。一つは、平均寿命の短さである。第二のより重要な要因としては、世帯を譲り渡す者たち（親の世代）とそれを受け取る者たち（子供の世代）との間の年齢の比較的大きな懸隔——それは相続の慣習の他に、主として平均結婚年齢に規定された——があった。前者についていえば、誕生時の平均余命は、工業化以前の時代と比べれば今日では約二倍ほどに伸びているが、しかし古い時代の平均寿命の短さは幼児死亡率の高さの産物であるから、われわれの文脈ではさほど意味を持っていない。複婚多世代の共住世帯が生じる可能性により直接に影響するのは、むしろ平均結婚年齢と、結婚したカップルが死亡する平均年齢の両者である。ミッテラウアーによれば、例えば

一六、一七世紀のフランスでは、後者は五五歳から六〇歳の間にあった。同じ時代に、北フランスにおける平均結婚年齢は、二五歳から三〇歳の間にあり、女性より男性が若干高かった。このような人口学的状況の下では、多世代家族が生じたとしてもその共住期間は比較的短く、いずれにせよ全世帯に占める割合という点では、その値はそれ程大きなものとはならなかった。

旧ヨーロッパにおける「奉公人」の存在は、すでに述べたように、工業化以前の経済体制の下では「家」世帯が生産（および社会化その他）の機能を有していたことと不可分の関係にあった。この家世帯には婚姻と親子の血縁による固有の家族成員以外に、兄弟やその他の血縁者や非親族の奉公人などがしばしば含まれており、これらすべての成員が年齢と性別に応じて互いに補足し合う生産の共同体を形づくっていた。このことは、世帯の大半を占めた農民家政についてだけでなく、農村や都市の手工業者の世帯についてもあてはまる。たしかに當時にあっても、鉱山業や土建・建設業などの分野ではある程度大規模な経済企業が例外的に発展することはあったし、都市や農村における日雇い労働者の家族のように、生産機能をほとんど持たない家族単位も存在した。しかし、生産機能を持たない家族が大層現象となるのは早くとも十九世紀の大規模工業の創出以降のことであって、工業化以前の時代にあつてはそのような家族はまだ小數派であつた。

家世帯が生産単位であつた社会では、もちろん、その中核をなす世帯主の家族、それも世帯主とその妻という夫婦が基本的な労働単位であつた。そして世帯の経営をめぐつては夫婦の間では多かれ少かれ慣習に規定された分業が行われたが、しかし重要なことは、それが近代に特有の男女分業とは異なつて、生産労働における相互補完的分業であつたということである。この点について、例えばB・ドゥーデンは、次のように簡潔に述べている。「夫婦は互いになすべきことを指図しあつた。それは家族的な共同労働以外に何一つ暮らしを立てたり生業

を営む可能性がなかったからだが、彼らはまたその限りにおいてそのような行動をとった。その場合、夫婦のあいだには実にさまざまなそして補完的な分業形態が繰り広げられた。しかし、それにもかかわらず、家の外での男性の賃金労働と家の中の女性の無報酬の家事労働との間の分業、というような分業形態だけは存在することがなかった。

ドゥーデンや先に見たセガレーヌが言うように、家Ⅱ世帯が生産の単位であったということ、夫婦の間に相互補完的な分業がなされたということの間には不可分の関係がある。当時であつては、夫婦のどちらか一方が欠けると生産単位としての家Ⅱ世帯は原則として成り立たなかつたのである。夫婦としての男女の間には労働における明確な役割の分割があり、「女性がいなければ牛も牛乳もチーズも鶏も卵も手にはいらない」と素朴に考えられていた<sup>(10)</sup>。ミッテラウアーによれば、「工業化以前の時代には、家の主人や女主人の地位を占める者は誰であれ、一般に結婚していなければならなかつた」が、「特に農家では、しかし大抵の場合には職人の世帯でも、家の主人と女主人という中心的地位は常に充たされていなければならなかつた。家長としての寡婦や男やもめは、ほとんど存在することがなかつた」。当時における二番目、三番目の再婚の割合の高さ——婚姻全体の二割から三割は少なくとも夫婦のどちらかが再婚であつた——や、パートナーを失つた時に再婚を急ぐその性急さは、何よりもまずこのような相互補完的な分業の存在からくる経済的必要性から説明されねばならないであらう。

以上のことから明らかなのは、工業化以前の時代における結婚の威信、結婚したパートナーの社会的威信の高さである。当時にあつては、結婚した者のみが独立した世帯を持つことができた。そして独立の世帯主のみが都市や農村の村落共同体における正規の成員として認められ、共同体の行政につながる政治的権利を持つことができたのである。結婚と世帯形成の前提となつたのは、農地や家屋などの一定の資産を手に入れることであつたが、

それは大抵の場合、相続とともにやってきた。結婚と世帯形成が社会的に許容されるには、明らかに一定の限界資産規模が規範的基準として働いていた。家屋すなわち建物としての家(Haus)は、いわばそうした資産規模の象徴であり、このような資産と独立との古い結びつきは世帯(Haushalt)家の推持・運営)という語に今日その刻印を止めているであろう。家族(ないし世帯)の呼び名として、「家」が当時の標準的な言葉であったのはこのような事情によるのである。ミッテラウアーの一般化によれば、「原則として旧ヨーロッパ社会では、自分の家を所有している者のみが家族を持つことを許された。……家と——今日の意味における——世帯が概して同義である限りでのみ、建物と社会集団に同じ意味を結びつけることができるのである」<sup>13)</sup>。

工業化以前のヨーロッパに特有の晩婚型の結婚パターンと、同じく旧ヨーロッパの「ライフ・サイクルの一環としての奉公人」(ラスレット)の慣行は、このように当時においては家||世帯が生産の主要な単位であったことと、そのような社会における結婚や相続の威信の直接的産物であった。すなわち、世帯が生産||消費の基本的単位であった限りで、当時においては、結婚して独立した世帯を作るまでの独身者は、原則として、親の世帯にとどまるか、他人の世帯に「奉公」に入り込んで依存||従属のうちに生活するほかなかったのである。再びドゥーデンを引けば、「自由な賃労働をいまだ知らない社会——労働が圧倒的に家族の関係の中で組織されている——においては、生活も暮らしの道も家族をはなれては考えることがほとんどできなかった。……人は結婚するか家族的紐帯の中で暮らさなくてはならなかった。結婚生活はひとつの経済的営みであって、物質的基礎——土地所有、土地耕作の可能性、生業的生産の手段など——を手に行っているときに限って可能だった」<sup>14)</sup>。

言うまでもなく、このように古い経済の下では世帯||家族が生産の単位であったということは、世帯||家族規模と経営規模との間に一定の対応が存在したということを意味する。端的に言えば、そこには家族規模に経営規

模を一致させるか、もしくは経営規模に合わせて狭義の家族成員外の余剰労働力を家Ⅱ世帯のうちに取り込むという二つの家族Ⅱ経営戦略があった。二つの戦略がともに採用されたが、後者において家Ⅱ世帯のうちに取り込まれた余剰労働力こそ、「奉公人」にほかならない。

さて、以上の一般的叙述を前提として、次に工業化以前における「農業奉公人」の特性についてももう少し詳しく見ていくことにしよう。もちろん当時にあっては、「奉公」の慣習は農業奉公人に限らず、社会のあらゆる階層で行われていた。そしてそのことこそが、旧ヨーロッパの最も大きな文化的特性の一つをなしている。しかし若尾氏もいうように、工業化以前の社会では人口の圧倒的部分は農業に携わっており、したがってその限りでは「農民世帯(家政)」とそこにおける「農業奉公人」を、伝統的な「家Ⅱ世帯とその一部をなす奉公人の代表的形態として取り扱うことは、十分に理由のあることである。とはいえ、当の伝統的な農民世帯や農業奉公人などのように捉えるべきかについては、若尾氏と社会史派との間には——若尾氏自身の整理とはいささか異なりとはいえ——明らかに一定の見解の相違がある。工業化以前のヨーロッパの農民世帯とそこにおける奉公人の役割や地位について、もう少し具体的に見ることによって、われわれはその辺のもつれた関係がある程度は解きほぐすことができるであろう。

論旨を鮮明にするために、ここで、オーストリアの一地域における農民世帯と農業奉公人の分析を行ったL・K・パークナーの研究を立論の一助として利用しよう。われわれがパークナーの研究を引き合いに出すのは、それが工業化以前のヨーロッパの典型的な農村を分析の対象としており、したがってそれをを用いて伝統的な「農民世帯」と「農業奉公人」についての比較のための一つのモデルを設定できるように思われるからである。

パークナーが分析の対象としているのは、ボヘミアとモラヴィアの間位置する低地オーストリアの一地域で

あるヴァルトフィールテル (Waldviertel) の農村である。一七六三年にヴァルトフィールテルのハイデンライヒシュタイン (Heidenreichstein) の領地では、その所領の三六の村落における世帯の人口調査センサスを行っている。ハルデンライヒシュタインは九〇の家と領主館からなる小さな商業都市で、その周辺にはほとんど三〇以下の家から構成される非常に小さな農村が幾つも散在していた。領地には七二九の世帯が属していたが、パークナーが分析の対象とするのは、そのうちの六五一 (九〇%) を占める「農民」の世帯である。ここで農民と呼ばれるのは、土地を持つ農業世帯主であり、彼等は村落における政治的権利と共有地や共有林を利用する経済的特権をもっていた。「奉公人」や「インヴォナー」(後述) はこれらの権利や特権からは排除されており、彼等は農民世帯に属するものと見なされていた。農民が享受しえた権利や特権から排除されていた点では、村落所有の共同住居に住んでいた五一の土地無し労働者の世帯や、農民の農業に直接関わりのない者たちの二七の世帯も同様であった。

オーストリアにおける農民の相続は、「隠居」の制度と結びついていた。われわれが対象としている地域では、土地法によれば農地は分割が禁じられていたが、低地オーストリアの相続慣習は子供たちの間で家産が平等に分割されることを保証していた。実際に行われていたのは、両者の妥協形態で、親が選んだ一人の子供が家と農地を受け取り、他の子供たちには貨幣によって代償が支払われた。家産は夫婦の共有財産と考えられていたので、夫婦のどちらか一方が死亡したときには、残されたもう一方がその半分を受け取り、残りの半分は子供たちの間で分割されることになっていた。このようなわけで、子供たちは農地に対する法的権利を有するものと考えられており、したがって相続者が世帯主となるときには、親のために住居を用意するだけでなく、彼の兄弟や姉妹の権利から生じる負債をも引き受けることになった。

年老いた農民夫婦は、隠居生活に入る (ins Ausnahm gehen) に際して、しばしば農地を相続者である自分の子供に売却した。オーストリアの幾つかの地域では、母屋の傍らに隠居用の小さな家屋が作られることもあったが、ヴァルトフィールテルでは一般に家の中に一室が設けられた。売買の法的契約には、親子の間での財産譲渡に関する細々とした条件が規定された。子供の支払うべき総額は、通常、支払いの負担を軽減するためと、隠居した両親の年々の収入を保証するために割賦で支払われていた。契約書の中味は、両親が生活しているあいだ保有する特別の権利や特権についての取り決めて満ちていた。これらの中には、例えば賃料なしに隠居部屋に住む権利、一定の地片の使用権、および毎年の穀物、家畜のエサ、薪の特定量の提供が含まれており、隠居に伴う手続きやかけひきのわずらわしさを想像させて余りあるものであった。バークナーは、隠居の慣行について以下のように述べている。

「もし隠居がそのように非常にわずらわしいものであるとしたら、それがそれほど一般的な慣行になっていた理由はどこにあるのだろうか。農民にとっては、年々老齢となりその肉体的な能力が低下するにつれて、畑での厳しい骨折りに代えて、小さな定額の収入を手にするの方がより望ましいこととして次第に感じられるようになったことは疑いないことであろう。それと同時に彼等は、その相続者たるべき息子の圧力、すなわち結婚して世帯主となるのに十分な年齢に達し、また自分なりのやり方で切り盛り始めるのを望むようになってきた相続者の圧力がますます増大するのを感じていた。相続者は、収入源を全く持たないので両親の許可なしには結婚できなかったが、その許可は、通常、父親が世帯主にとどまっている間は与えられなかった。したがって息子たちは、父親が隠居するまで待機するか、あるいは彼等自身の世帯を作るために家を離れることになったのである」。

このように、この地域でも他の大部分のヨーロッパ地域と同様に、世帯形成の前提は一定の資産を手にいれることであり、それは大抵の場合、相続とともにやってきた。そこから、ここでも晩婚型の結婚パターンが通例であったが、しかし他のヨーロッパ地域に比べて隠居制の下にあるオーストリアのセンサスでは根幹家族の割合はかなり高く、隠居制が平均結婚年齢を多少は引き下げていたであろう。ハイデンライヒシュタインの一七六三年のセンサスでは、六一八世帯のうち核家族が四五二、拡大家族のうち結婚した子供を含むものが一四、両親もしくは未婚の兄弟姉妹を含むものが一五二世帯（その内訳は、隠居した夫婦五七、隠居した男やもめ一七、隠居した寡婦五九、未婚の兄弟姉妹一九世帯であった）を占め、拡大家族の人口全体における割合は二五％であった。

このように拡大家族の割合は人口の四分の一を占めたが、しかしパークナーによれば、ここでいう多数を占める核家族と残りの拡大家族という家族形態の違いは「類型というよりも、個々の家族組織の発展サイクルにおける単なる局面（時期）にすぎない」。拡大家族の割合は、世帯主の年齢とはっきりした負の相関を示し、世帯主の年齢が若いほどその割合は高くなった。それは、若い夫婦にとって老世代との共住はごくありふれたことであったが、人口学的理由から家族サイクルにおけるそれぞれの夫婦の共住期間が比較的短かったためである。「この観点からすれば、拡大家族というのは、大抵の家族が通過する単なる局面（時期）にすぎない」<sup>17</sup>。

それでは、このような家族サイクルの下における農民世帯にとって、「奉公人」はいかなる役割を果たし、いかなる地位をもっていたであろうか。この点を正確に把握するには、まず、奉公人とインヴォルナー(Involner＝間借人ないし下宿人)と呼ばれる人々との間の異同を明らかにしておく必要がある。

オーストリアでは奉公人のカテゴリーに入る若者たちと並んで、それと幾らかの類似性を有するインヴォルナーと呼ばれるカテゴリーの人々が存在した。一七六三年のハイデンライヒシュタインの所領では、奉公人とインヴォ



ヴォーナーは農民世帯のほとんど半分の世帯(四九%)に見出された。奉公人(Knecht od. Dien)は彼が住み込む家の家族に雇われ、家族と——賃金の一部として——住居や食事を共にした者であった。インヴォーナーも寄寓者ではあったが、しかし通常は世帯主の安定的な被雇用者ではなく、また家賃を支払わねばならなかった。

インヴォーナーは、通常は土地無しの労働者で、村落共同体のどこかで働いていたが、時には彼の住む家の家族に雇われることもあったであろう。この家族労働力を補うという点では、両者は類似していた。奉公人は特定の世帯の追加的な労働力であったが、インヴォーナーは共同体の全ての世帯の労働力を補うものであった。一七六三年のセンサスでは、奉公人は全農民世帯の三分の一の世帯(三二%)に、インヴォーナーは五分の一(一九%)の世帯に見出され、五%の世帯が両者を含んでいた。三〇才を越えた奉公人は全体の一〇%弱で、結婚しても奉公人を続けているのはたったの二例があるにすぎなかった。しかし、インヴォーナーとして記録されている人々の九五%は三〇才を越えており、七五%が子供や配偶者と一緒に暮らしていた。

奉公人とインヴォーナーは、農民世帯における労働力の不足を補うという点で以上のような一定の類似性をもっていたが、しかしバークナーによれば、両者の間には二つの点で明瞭な相違が存在していた。一つは両者の世帯内における存在条件の違いである。第二のより重要な違いは、インヴォーナーは奉公人であった人々が年をとって結婚した者たちということを単純に意味するわけではなく、むしろ小数ではあるが土地所有から切り離されて農村社会の底辺を形づくった社会階級であったのに対して、奉公人はいわばライフ・サイクルの一環としての年齢階梯であり、「真の意味での社会階級ではなかった」ということである。

「奉公人とは、ある限られた期間他人の世帯に入って経済機能に従事する若者であって、一つの他と区別された明確な社会階級と見なされるべきではない。彼等はインヴォーナーの子どもたちであることも、また土地持ち

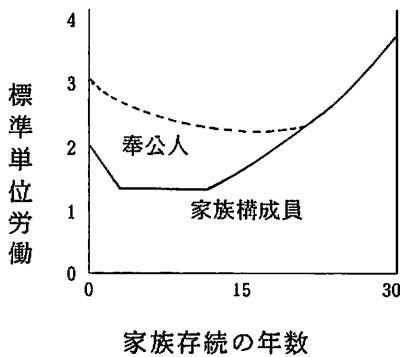
農民の子供たちであることもあった。そしてこのことこそ、奉公人の社会階級〔社会的地位〕を決定するものであった。農民の子供たち、特にその娘や相続のできない男子にとって数年間を奉公人として過ごすことは、成人までの通常の一過程であった。もし、農地で必要とするよりも多くの子供たちがいたならば、彼等のうち何人かは、結婚するための十分な資産をかせぐまで、または彼等の相続分を受け取るまで、どこか外に送り出されたのである。インヴォーナの子供たちは、奉公にでる時期がもっと早く、また彼等の多くはその残りの生涯をそのまま奉公人として過ごすか、もしくは日雇い労働者になった<sup>(19)</sup>。

奉公人が右のような性格を持つ年齢階梯であるとして、それではその社会的機能は具体的にはいかなるものであったであろうか。前述のようにパークナーの研究およびその対象地域がわれわれの関心を引くのは、それが工業化以前の時代における伝統的な農民世帯とそこにおける農業奉公人の典型的な姿を示してくれるからである。ところで、われわれが議論の出発点としたのは、家世帯が生産の主要な単位であり、しかもその生産が世帯の中核をなす家族労働によって担われているような(農村)社会の伝統的な構造であった。そのような社会では、世帯規模と経営規模との間には一定の対応が必要であった。両者の規模の対応を達成する戦略としては、論理上世帯の中核をなす家族規模に経営規模を一致させるか、経営規模に合わせて世帯のうちに家族成員外の余剰労働力を取り込むという二つの戦略がある。その際、工業化以前の社会では夫婦は世帯にとって不可欠であったので、家族労働力の大きさは子供の労働力に左右され、家族のライフ・サイクルに応じて変動することになった。したがって後者に対応して、奉公人の追加労働力への需要も変動することになったのである。

パークナーの研究をわれわれが引き合いに出すのは、その相続制度とも関連して伝統的な農民層の分解がまだほとんど起こっておらず、したがってその平均的な経営規模の下では、奉公人という家族成員外の余剰労働力へ

の需要が家族のライフ・サイクルに直接対応するという、伝統的な農民世帯やそこにおける奉公人のモデル的な事例をそれが提供しているからである。パークナーは、A・V・チャヤノフのロシアの農民の研究と対比しながら、オーストリアの農業奉公人の機能について以下のように述べている。いささか長くなるが、引用しておこう。

「ロシアの経済学者チャヤノフは、農民の経済行動を説明するにあたって家族のライフ・サイクルの前半の期間が、次々と新性について指摘した。彼が明らかにしたところでは、農民の家族のライフ・サイクルの前半の期間は、次々と新たに生まれてくる子供たちがそれぞれ消費を増加させ、しかも農地の産出高には貢献することがないので、家族の経済状態は悪化することになる。家族の経歴の後半には、子供たちが順々に働ける年齢に達するので、それにつれて経済状態は良くなっていく。ロシアでは、土地が恒常的に譲渡され再配分されていたので、農民家族によって耕作される土地の規模がライフ・サイクルの各段階で大きくなったり小さくなったりしていた。オーストリアでは農民の保有地は分割できないものであり、ひとまとめで世代から世代へと譲り渡された。家族に属する土地の大きさは、相対的に不変であったが、家族によって供給される労働の量は、チャヤノフが描いたのと同じサイクルで変化し、家族の存続の最初の数年間には労働の不足をきたすことになった。これに対するもっともな解決が、隠居した両親や農地を離れることになった兄弟姉妹の労働に加わって、まだあまりに幼い子供にはできないような仕事を行うために、結婚生活の最初の数年間に奉公人を雇い入れることによって労働力を拡大することであった。子供たちが成長するにつれて、奉公人は彼らにとって代わられ、農地が小さいと余剰労働力を作り出すことにさえなかった。このことこそが、彼らの多くが十代に奉公人として他の世帯に入った理由なのである。ロシアの場合には、農民家族が奉公人を雇い入れることはほとんどなく、農地を拡大したり縮小することによって安定性が達成された。オーストリアでは、土地は分割不可能であったので、奉公人を雇ったりやめさせたりして安



L. K. Berkner, p. 415

定性は達成されることになった」。

要するに、パークナーの分析の結論は、「農民世帯における奉公人の主要な機能は、「農民家族の」子供の労働を代替するものという点にあった」ということである。パークナーはこの結論をオーストリアに一般化しようと考えているが、少なくとも一七六三年のハイデンライヒシュタインのセンサスの分析では、「世帯における奉公人の数は、農民の家族における子供の数……最も年長の息子の年齢……および世帯主の年齢と負の相関を示すことになった」<sup>(2)</sup>。したがって奉公人は子供が少ない世帯や、子供がまだ幼い若い農民夫婦の世帯に見出される確率が最も高くなり、逆の場合には低くなったのである。

もっとも、先の相関関係とならんで、奉公人の数と財産規模の間にも(正の)相関が見られたことは言うまでもない。暮らし向きの豊かな農民は、働けるようになった子供の数が多くても、経営規模に労働力供給を一致させるべく、奉公人を雇い続ける傾向があったのである。しかしながら、われわれが今用いているセンサスでは、最も豊かな階層においてさえ、子供が三人以上いる全世帯のうち、奉公人を置いているのは四分の一にすぎない。結局のところ、ここハイデンライヒシュタイン周辺の農村では、貧しい日雇い労働者たるインヴォーナーはまだ圧倒的に少数派にすぎず、農民層についても、奉公人を出す家族と受け入れる家族が階層的に特化するほどの階層分化は見られず、ライフ・サイクルの一環(年齢階梯)としての奉公人の存在は、同じく農民家族のライフ・サイクルと密接に結び

ついていたのである(前掲図を参照)。

以上、われわれはバークナーの研究に即しながら、一八世紀中葉のオーストリアの農村における伝統的な農民世帯と奉公人についてみてきた。そしてわれわれの仮説は、右に描かれたような農民世帯像や奉公人像を、工業化以前のヨーロッパの家世帯および奉公人の「モデル」として設定しうるであろう、ということである。歴史認識の問題としてこのモデルがどの程度普遍性を持ちうるかは別としても、少なくともわれわれのここでの議論にとつては、このモデルは比較の準拠点として大いに有用である。

右のモデルは、若尾氏が批判する英仏系の社会史派が描いてきた伝統的農民世帯像や奉公人像に著しく近いものであるが、若尾氏自身が本書で提出しているイメージとはかなり異なっているように思われる。容易に想像しうることだが、社会史派の研究と本書との間のイメージの差異が生じてくる由縁は、一つには方法の違いもあるが、何よりもまずそれぞれの主たる研究対象となっている地域が異なっている点にある。したがって、本書の意図するように英仏系の社会史研究の偏向を批判しようとするれば、その前提作業としてイギリスおよびフランスと、本書の対象とするドイツとの間の地域的差異について明らかにしておくという手続きが必要であろう。本書においてこの不可欠の作業が省略されているのは、いかにも残念である。

われわれがここで想定しているのは、先の「モデル」は農民層分解以前のイギリスや「小農の国」フランスにはかなり近似的にあてはまるが、しかしドイツについては慎重な留保が必要であろう、ということである。アリエスやセガレーヌについては前節で触れたので、ここではラスレットとJ・R・ギリスにしたがって、イギリスについて見ていこう。

ラスレットが『われら失いし世界』で主として利用している人口学的資料は、一七世紀中葉以降のセンサスで

ある。前記のパークナーによれば、プロト工業化の先頭を切ったイギリスでは、ラスレットが利用している資料の最も古い時期である一七世紀後半においてすでに一八世紀中葉のオーストリアよりも農民層の下方分解が進んでいたとされるが、しかしそれでも——ラスレットによるセンサスの分析では——奉公人と家族のライフ・サイクルとはまだ密接に結びついていた。

「〔もちろん〕すべての世帯が、こうした〔子供⇨サーヴァントの〕やりとりに加わったわけではない。サーヴァントを持っていた世帯は、常時全世帯の四分の一ないし三分の一くらいで、だいたい同じくらいの比率の世帯が外に出てサーヴァントとなっている子供を持っていたことになろう。したがって、ある一時点をとれば、その他の世帯はサーヴァント制度と無関係であったようにも見えるが、そうした世帯も多くは、というよりもその大半が、別の段階ではサーヴァントを送り出すか、受け入れるか、どちらかの立場に立ったことだろう。前工業化時代のイギリスでは、奉公制度が一般的な特徴となっていたというのは、まさにこの意味においてである。しかも、サーヴァントの大多数は、性的には成熟していながら、まだ結婚はしていない年齢層だったのだから、ライフ・サイクルの一環としてのサーヴァントとも呼ぶべきであろう」<sup>22)</sup>。

「おそらく、工業化以前の社会にあつては、サーヴァントは男でも女でも、いつかは結婚して家族の長として、他の人間を服従させるのだと確信していたのだといって大過あるまい。もっとも、彼等の確信はともすると裏切られがちでもあった。というのは、工業化前の西欧社会では、必ずしもすべての人が結婚できたわけではないからである。したがって、一生涯、主人のもとに留まり、従属した者もいたのである」<sup>23)</sup>。

このように、ラスレットが描く十七世紀後半のイギリスもまた、われわれの「モデル」と著しく近似している。それは、世帯すなわち一つ屋根の下に住む者たちが生産の単位であり、世帯形成の前提となる相続と婚姻の威信

が高く、家族というよりも世帯が主要な社会化(教育)機能を有していた社会である。そのような社会、すなわち奉公人の主要な機能が子供の労働力を補充するという点にあったような社会では、当然親子の家族関係や家族と奉公人の関係も、そのような社会的条件に見合ったものになるであろう。「従弟をはじめ、他の多くのサーヴァントは、ある意味では、余分にふえた息子や娘のように——女の子も従弟になることがあった——みなされたものである。かれらは食事ばかりか衣服も与えられ、教育も与えられたかわりに、服従を強いられ、結婚を禁じられ、二二歳か、ときにはそれ以上になるまで賃金も支払われず、従属させられることもしばしばであった。こうしたサーヴァントが、実の息子や娘に多少とも近い立場にあったとすれば、逆に本当の子供たちもまた、労働力とみなされていた<sup>24</sup>」。われわれが前節で見たアリエスがフランスの資料を用いて描く伝統的な家族関係も、まさにそのようなものであったと言つてよいであろう。そこでもまた、世帯に受け入れられた奉公人は、いわば「家族の一員」として扱われたが、もちろんその場合の家族感情は近代のそれとは大きく異なっていたのである。

ところで、十七世紀のイギリスではわれわれの「モデル」よりも農民層の下方分解が進んでいたというのは、先にみた「インヴェォナー」に類似した存在である「小屋住農」(cottager)が当時すでに農民層の下方にかなり蓄積されていたからである。イギリスではオーストリアとは違って、結婚した夫婦が他人の家に住み込むことができるという慣習は存在しなかった。その代わり、ちょっとした住居用の小屋と共有地に対する権利を手に入れることを前提に彼等は独立した世帯を形成することができた。彼等の多くは土地無しか、小さな地片に対する使用権を持っているのみで、労働力需要の季節変動の激しい日雇いの農業労働者であった。イギリスのプロト工業は、まさにこうした社会層の家内副業として始まったのである。

こうした十七世紀後半の社会のあり方は、十八世紀以降、プロト工業化と農業の資本主義化が一層進むなかで

大きく変容することになる。プロト工業化の進展は、問屋制下の家内工業に携わる「小屋住農」や下層の農民たちに農業収入外の副収入を手にする可能性をますます拡大することになったが、このことは家族を取り巻く古い社会規範の解体をもたらすことになった。ギリスによれば、「この新しい収入源は、こうした農村共同体およびヨーロッパ各地のこれに類似した共同体が、それ以前に可能であった人数よりもはるかに多くの人口を維持するのを可能にした。家内工業は、土地を含んだ相続の見込みがまったくない者にとって非常に魅力的であったし、実際、その直接的な効果は相続と婚姻の間の伝統的なつながりを断つことであった。綿糸を織る作業から得られた収入は若い男女を両親の支配から逃れさせ、以前よりも若い年齢で世帯を構えることを可能にした。こうした発展をかかなりの驚きの念で見えていた地方の聖職者の報告によれば、十八世紀半ば頃には、早熟な求愛行動がいくつかの県で流行していた。そこでは、あらゆる年齢の若者男女が自由に入り乱れて暇をつぶし、かつては年長の若者にしか認められなかった実際の諸形態を享受していた」。家族を取り巻く古い規範を解体させ、近代家族の形成を底辺で支えかつ促進したのは低階層の男女の若者たちであったという、われわれが先に見たショーターのテーゼは、このような文脈で理解されねばならないであろう。

プロト工業化と不可分の関係にある農業の資本主義化、特に大規模な囲い込みと大幅な農民層分解をもたらすことになった一八世紀の農業革命以降のそれもまた、伝統的な家族関係や世帯主と奉公人との関係を大きく変容させることになった。再びギリスを引くことにしよう。

「農業の資本主義化の初期の段階は、賃金を増やすことによって若者たちに味方した。市場経済向けの食料生産の増加は、賄い付き下宿式の雇用形態を含めて、賃金労働のさらに進んだ集中的利用と古い家父長的な制度の衰退を意味した。……農村社会は比較的明確な三つの階級——すなわち大地主、借地農および土地をもたない労



働者——に分かれていたが、彼等のお互いに不信の念を深めあっていた。土地を有するエリートとか大多数の農場主にとって、労働者とか召し使いを『住み込』ませる伝統は社会的にも経済的にも受け入れ難いものとなり、もはや彼等は自分たちの息子や娘たちを一般の民衆といっしょの食卓につかせたがらなくなっていた。召し使いを雇っているところでは、召し使いたちは『地下室の召し使い部屋』に追いやられ、もはやかつての家父長的な大世帯でみられたような家族の一員としては扱われなくなった。市場志向的な地主層は、いかなる場合であれ、賄い付き下宿が労役に対する割りにあわない支払方法であることに気づいた。……なかには彼等〔若い労働者〕が新しく世帯を構えるのを援助することさえあったが、これは、今では、住込み労働者よりも賃金労働者を大量に作り出す方が経済的に有利であったためである」。

右の叙述で、ギリスは慧眼にも、世帯主⇨雇用主の家族と奉公人との伝統的な関係を解体した要因として、資本主義化の進展とそれに伴う社会の近代的な階級分化について論及している。このことは、逆に、われわれがモデル化したような農民世帯や奉公人が存在しえた条件をあらためて教えるものでもある。すなわち、世帯が使用価値をめざした経済における生産の主要な単位であり、家族規模と経営規模との間に概して事後的な対応が存したという社会条件がそれである。椎名重明氏の研究によれば、ギリスでは十九世紀ともなると、そのような条件はほとんど解体してしまっていた。「資本主義の発展⇨自立的『家族』経営の減少とともに、生産の単位としての世帯（『家族』）は、住込み労働者を排除することによって縮小し、同時に、家族のプライヴァシー要求や消費生活の単位としての『世帯』の縮小が単婚家族化と家事使用人の『家族』員からの差別、家族と世帯の区別となって現れる。……十九世紀ギリスの資本家や地主にとっては、住込みの年奉奉公人や召し使いは、彼らの『家族』の一員ではなかった」。このように十九世紀のギリスでは、たんに市民家族の世帯においてのみなら

ず、地主家族の世帯においても奉公人を家族の一員として扱う伝統的家族関係はもはや解体していた。

以上、われわれは旧ヨーロッパの伝統的な「農民世帯」および「奉公人」のモデルを一七世紀後半のオーストリア農村に即して描出するとともに、このモデルが同時代のイギリスにおいても基本的に妥当したこと、しかし十九世紀のイギリスではそのような古い農民世帯や奉公人が存立する条件は失われていたこと、を論じてきた。そして古い「農民世帯」や「奉公人」の解体をもたらしたものが、農業の資本主義化とプロト工業化（および産業革命）の進展に伴う自立的家族経営の農業の解体と、近代的階級分化にあることを確認してきた。それでは、このような伝統的「農民世帯（家政）」や「奉公人」のモデルは、はたして同時代のドイツにもその近似的な形姿を示すものとして適用しうるであろうか。そしてもしわれわれの「モデル」が工業化以前のドイツにも妥当するとすれば、ドイツのその後の家族発展やそれを取り巻く社会条件の変化もまた、イギリスのそれと同じ発展や変化の軌跡を描いたであろうか。

本書においては、このようなドイツ以外の地域との比較という問題は、残念ながら提起されていない。しかし本書全体の問題構成を見る限りでは、伝統的奉公人制度ないし奉公の慣習については（西）ヨーロッパの共通性が暗黙のうちに仮定され、その後の家族発展やそれを取り巻く条件については、「ドイツの特殊な道」なる周知のフレイズの下にドイツの特殊性が主張されているかの如くである。というのも、前にも述べたように本書においては、十九世紀における農業奉公人の減少が西欧諸国に共通した普遍的傾向であったにもかかわらず、ドイツにおいては農業奉公人の減少や奉公人制度の解消という点において「遅れ」が見られたということが、「西欧近代化における『ドイツの特殊な道』」として特徴づけられていたからである。しかしながら、このようにドイツを「西欧」の範疇に包摂してその近代化における特殊性を語ることが仮に許されるとしても、その特殊性は奉公

人制度や奉公人の解消が「遅れ」たことにあったというよりは、むしろそれ以前に、本書において「封建的身分規制」や「強制奉公」、あるいは「強制奉公から形式的自由奉公へ」等の標題の下に扱われているドイツの伝統的な奉公人制度や農業奉公人のあり方そのものがすでに特殊であったのではないか。これが、われわれが以前に提起した疑問であった。

それにしても、この脈絡においてわれわれにとって奇妙に思われるのは、本書において十八世紀以前のプロイセン、それも農場領主制下のエルベ河以東の東プロイセンの奉公人制度がその後のドイツの奉公人制度やその解消の遅れに対して持ったとされる決定的な意義が再三再四強調されているにもかかわらず、いわゆる「再版農奴制」の問題が全く論じられていないことである。なぜなら、この概念こそ、わが国の戦後歴史学においてその時代の農場領主制度や世襲隷農(民)制を特徴づける用語として、工業化以前の東部ドイツの特殊性を言い表すとともに、特殊プロイセン型の農民層分解の類型を表示ないし予示する概念として用いられてきたはずだからである。もっとも前述のように、たしかに本書においても農場領主制の発達したエルベ河以東の東部ドイツとそれ以外の地域との違いがそれぞれ詳細に述べられている。だが、その議論は単なるドイツ内部の地帯構造論に終わっており、それ以上の議論の展開はなされていないのである。しかし、「近代化」なるものがそもそも「国際的な」広がりをもって生じた歴史的事象であったことからすれば、このようないわゆる「特殊性」を単なる地域差や遅れの問題に還元して議論を中止するのではなく、例えば「従属理論」のパラダイムを用いてより広い国際的文脈において見ていくほうが、当の「特殊性」の歴史の意味を明らかにするためにより適切ではないだろうか。

すなわち、本稿の冒頭で歴史学における近年の新しい潮流として、「社会史」研究と並んで「従属理論」の台頭について触れたが、後者のパラダイムを知っているわれわれの眼から見て現在の文脈において重要なことは、

東部ドイツの特殊な社会発展をかつての「戦後歴史学」のように単なる類型として取り扱ったり、遅れの問題に還元するのではなく、むしろそれを例えばウォーラー斯坦の「世界システム論」のように、西ヨーロッパの社会発展との構造的連関のうちにおいて捉えることであろう。周知のように、ウォーラー斯坦は一四五〇年から一六四〇年に至るいわゆる「長期の一六世紀」の間に、「資本制生産様式に基礎を置く」ヨーロッパ世界経済が出現した」とみなしているが、地域間の社会構造的な差異を拡大再生産する傾向のあるこのシステムの内部において、(ラテン・アメリカ地域とともに)ポーランドや東部ドイツなどの「東ヨーロッパ」は、「中核」の西ヨーロッパや「半辺境」の南ヨーロッパに対して、三層の序列構造をなすこのシステムの「辺境」(周辺)に位置づけられている。彼によれば、この三つのセクターは、ヨーロッパ世界経済の発展の過程で、そのセクターに「固有の経済的役割」を担い、それぞれ「異なった階級構造」を發展させるとともに、「独自の労働管理の方式」——すなわち中核における「自由な賃労働」、半辺境における「分益小作制」、辺境における「再版農奴制」(東ヨーロッパ)や「奴隸制」(ラテン・アメリカ)——を生み出し、再生産するとされている。<sup>19)</sup>このような観点からすれば、世界経済システムの「辺境」の地位に属した東部ドイツに「特殊」な階級構造や労働管理のあり方は、まさにその「中核」をなした西ヨーロッパの發展を前提にしてはじめて存立しえたのであって、両者の間に社会経済的な發展のあり方に相違が生じてむしろ当然なのである。

ともあれ、われわれの疑問は、本書において「封建的身分規制」として扱われている一八世紀以前のドイツ奉公人制度やその下における奉公人のあり方が、それ自体西ヨーロッパのそれと比べてすでに異なっていたのであるまいか、という点にある。なぜなら、本書でも述べられているようにその「封建的身分規制」はまさに農場領主制下の「世襲隷農制」の一環をなしていたのであって、そのような封建制のあり方——「再版農奴制」——

それ自体が、すでに西ヨーロッパ（および南ヨーロッパ）とは異なっていたはずだからである。この点については、わが国の学界では、椽川一郎氏のようにドイツにおける封建制の成立そのものを否定する極端なテーゼを主張する歴史家さえ存在するほどである。<sup>(9)</sup>ここでは、社会史の視角ともに「従属理論」の視角をも採り入れて研究をしている紫田三千雄氏の要領を得た叙述を引用しておこう。

「東ヨーロッパでは、周知のように、輸出用穀物の大生産単位としての農場領主制 (Guts herrschaft) と、その労働力確保のためのいわゆる『再版農奴制』が全般的に成立した。たとえば、中世末に東方植民の地となったエルベ河以东の東ドイツでは、身分的に比較的自由な植民農民の小経営とならんで、一部では僕卑・臨時雇いによる領主の直領地経営が十五世紀から始まり、西ヨーロッパへの穀物輸出が小規模に行われていたが、十六世紀以降に西欧・南欧の穀物需要が増加し、またオランダを媒介とする国際商業網が完備してくるにつれて、領主の直領地経営が普及し、耕作その地の強制賦役と種々の身分的拘束を主要内容とする『世襲隷農制』(Erbuntertänigkeit) がほとんどの農民を包摂して全面的に成立してきた。……『再版農奴制』は中世の農奴制への逆行ではない。たしかに、農場領主は資本家的経営者ではない。その経営を維持・拡大するために、農民への身分的拘束の強化と賦役の増加という、まったく封建的な手段に訴えるだけであった。しかし、中世の農奴制が比較的に自給経済に近い領主支配圏の秩序維持を目的としたのに対して、この再版農奴制は市場向生産を目的としていた。中世末期に小規模な直領地を賦役労働によって直接経営する慣習をもっていた土地領主が、その地域が資本主義的世界体制の一環に編入されるにつれて、輸出用穀物生産の労働力確保のために創出したのが、この世襲隷農制であった。……こうして、東ヨーロッパにおける農奴制は、資本主義的体制の二次的構造として成立したのであった」。

右の引用で注目すべきは、エルベ河以東の東部ドイツ(東ヨーロッパ)の世襲隷農制がヨーロッパ世界経済の確立に伴う国際市場経済の発展を前提に、封建的階級(身分)支配の強化再編という形をとって成立した、という指摘である。明らかに、このような世襲隷農制の一環としての奉公人制度は、われわれが先に論じた伝統的「農民世帯」および「奉公人」のモデルとはもはや程遠い、と言わねばならないであろう。なぜなら、われわれの「モデル」の存立条件は、使用価値を旨とした生産を行う自立的な家族経営の農民世帯が社会的生産の支配的な形態である点にあったからである。ライフ・サイクルの一環としての奉公人とその雇主が基本的に「農民」という単一の社会階級を構成し、生産が使用価値を主たる目的とする生存財経済の下にあって貨幣経済化がそれほど進展していないが故に、農民世帯に「住込む」奉公人が賃金の一部として *free lodging and free food* を受け取るという構図は、もはやそこには存在しない。市場経済の発展と階級支配という点から言えば、東ヨーロッパの世襲隷農制下で「強制奉公」させられた「奉公人」や「労働賦役」に携わった「インストロイテ」は、むしろ十九世紀イギリスの「奉公人」や「小屋住農」と対比すべき存在と言いうるかも知れない。もちろん、十九世紀イギリスでは国内市場の発展と近代的階級支配の展開があったのに対して、前者では遠隔地貿易の発展と封建的階級(身分)支配の再編が世襲隷農制の条件となったという決定的相違を括弧にいれての乱暴な比喩としてである。

こうして、われわれの考察は、ヨーロッパにおける家族の発展を伝統的「家」Ⅱ(農民)世帯から近代「家族」へという基本線において捉え、それを「奉公人」の存在形態の変化やその消滅過程に即しつつ明らかにするという本書の問題構成は高く評価しつつも、「ドイツ奉公人」の事例研究の集積でもって「西欧」ないしヨーロッパにおける「近代家族の成立」という普遍を語ることは必ずしも適切ではない、という結論に傾く。そしてこの結

論にさらに一言つけ加えれば、先述の問題構成に対する評価は、奉公人研究が近代家族の成立の解明に至る特権的通路であることを必ずしも意味するものではない、という限定づけを行う必要があるのであろう。なぜなら、近代家族の成立と普及の過程には、奉公人の存在形態の変化・消滅以外にも、人口学的諸条件の変化、相続と結婚の伝統的な結びつきの解体、晩婚の慣習の変化、住宅難の改善その他の家族を取り巻く習俗や条件の変化という、様々な要因が複合的に作用していたのであって、その意味では、奉公人研究は——本書も言うように——そのような過程をいわば「裏面」から照らし出しうるにすぎないという限界をはじめから有しているからである。

さて、以上の本節のこれまでの議論を踏まえて、次に、「家父長支配」の概念の多義性について簡単な注意を促した上で、伝統的「家」から近代「家族」への移行と「家父長支配」との関係について考察することにしよう。すでに触れたように、本書における若尾氏の「奉公人」研究を導く最も一般的な理論枠組は、伝統的「家」から近代「家族」への移行という構図と、「家父長支配からパートナー関係へ」という図式であり、そしてこの両者は完全に重なり合うものとして措定されている。若尾氏が英仏系の社会史研究に対して吟味抜きに反発するのは、多分、それらの研究が右の枠組には取りきらない視角と成果を含んでいるからである。実際、本書の序章では、ラスレットに対しては「ルールやプレイと同質のノスタルジアが、はっきり告示されている」として、アリエスに対しては「労働強制の下におかれた子供や奉公人を、より自由な生活の享受者として美化」していると批判した後で、そのような「過去復帰の傾向」が見られる英仏系の社会史研究とは研究姿勢を異にするものとして、以下のように本書の課題が述べられている。「本書の課題は、まさしくこの『家父長支配からパートナー関係へ』の歴史の基本線を、奉公人論の側面から把握することにある。換言すれば、家父長支配克服の歴史過程というすぐれて政治学的な課題に、社会史的アプローチをもって迫ろうとするものである」(二二—二三頁)。このように

本書では、「奉公人」の包摂を特徴とする伝統的「家」に対して「家父長支配」の属性が付与され、それが生産機能を失って近代「家族」へ移行する過程は、同時に奉公人が家族圏から排却され消滅する過程であるから、まさに「家父長支配」の消滅の過程である、と想定されているのである。

しかしながら、以上のような文脈のなかで用いられる「家父長支配」の概念は、いかにも多義的であって、制度史の用語としてはともかく、家族史の分析用語としてはいささか不適切である。というのも、本書においてもアリストテレス以来の「家父長支配の三重範式」が云々されているように、そこでの「家父長支配」にはローマ法に言う「父権」や「夫権」だけでなく、それらと区別された「主人権」に連なる支配も含意されており、したがってそれは、「近代家族」における家父長支配の存在や強弱のいかんを論ずる場合に主として問題となる家族成員に対する支配だけでなく、社会的な「階級支配」をも含むことがあり得るあまりに幅広い概念だからである。ちょうどアリストテレスにおける自由市民と奴隷の関係と同じく、先に論及した農場領主とその下に強制奉公させられた世襲隷農の子女との関係も、まさしく封建的「階級支配」という意味での身分支配なのであり、その関係は農場領主とその下に労働賦役に徴された世襲隷農一般との関係と同一のカテゴリーに属するであろう。言い換えれば、本書において奉公人制度が「封建的身分規制」として捉えられるとき、その「身分」概念には「年齢階梯」としての身分という意味と、封建的「階級」としての身分という二つの意味が含意されているのである。

ドイツの奉公人制度は——その制度化と存続に対して東部ドイツが規定的な影響を持ったという本書の結論に立つ限り——この二つの意味の違いを明らかにしないという点で、ヨーロッパの奉公人制度ないしはその慣行を代表する事例としては不適切であるというのがわれわれの先に示した結論であったが、しかしこの二つの意味の違いは、少なくとも家族史研究の文脈においては明確に区別される必要がある。



前にも述べたように、工業化以前のヨーロッパでは、奉公の慣習はすべての階層で行われていた。それは大抵の場合、結婚するまでの「年齢階梯」——ラストレットの言う「ライフ・サイクルの一环」——であったが、この年齢階梯としての奉公人がどのような存在形態をとるか、それぞれの社会階層で異なっていたであろう。貴族の子弟には貴族層の奉公の慣習があり、職人の家には職人層のそれがあつたであろうし、農民の子弟にも同様なことが言えたであろう。そしてこの年齢階梯としての奉公人の慣習の存在が、どれほど「家父長支配」と結びついていたかは、それぞれの社会階層ごとに異なっていたであろう。しかし肝要なことは、そのようなものとしての伝統社会における「家父長支配」は、それぞれの階層の家族における親子や夫婦といった「家族関係」に即してまずは問題とされねばならないということ、言い換えれば、「家」が「主人権」につながる支配の契機を内に含んでいたことは、そこにおける「父権」や「夫権」に連なる家族関係のあり方にとってどのような規定的意味を有していたか、という観点から問われねばならないことである。というのも、そこにおける主人権につながる関係を近代社会のそれと比較しようとするなら、それは近代的階級関係や職場における職階制・年功序列制などと対比されるべきものであり、家族内の関係とはまず無縁であるからである。もし奉公人の消滅と労働をめぐる上下関係が「世帯」外の領域に移されたことのみをもって、「家父長支配」の克服を語るとすれば、それは「世帯」が生産機能を失って消費の単位に縮小したという単純な経済的事実のありふれた制度的確認にすぎないであろう。

もちろん伝統的社会においても、低辺の社会層ではもっぱら子供を奉公に出すだけで、家族のライフ・サイクルのいかなる時点でも奉公人を受け入れることのない世帯が大半を占めたことであろう。しかし、そこにも「家族」はあつたのであり、それなりの「家族関係」が形成されていたはずである。奉公の制度ないし慣習は、この

階層の「家族関係」にとつてどのような意味を有したであろうか。劣悪な交通・通信条件の下で、父親の權威は奉公に出た息子や娘にはたしてどこまで及んだであろうか。年若くして奉公に出る慣習は、父親の子供に対する搾取の手段として役立つたであろうか。それとも子供を父親のいわゆる「家父長支配」から早期に解放するものとして機能したであろうか。逆に社会の最上層に位置した貴族層や都市の裕福な市民層の家族にとつて、自らの子弟を奉公に出す慣習は、その家族関係のあり方にどのように作用していたであろうか。そして、より低い階層を出自とする数多くの子女を農業奉公人や家事奉公人として受け入れること——それはその階層の家族の妻子を多かれ少なかれ労働から解放したであろう——は、その階層の「家族関係」にとつていかなる意味を有していたであろうか。伝統社会における「家父長支配」やそれと「奉公」の制度や慣習との関係は、これらの「家族関係」の総体に即して問題とすべきであつて、例えば貴族層の世帯主とその「家長権 $\parallel$ 主人権」の下に奉公人として包摂された下層の世襲隷農の子女との関係のような、階級、交差、的な「家父長支配」関係をその社会の「家族関係」を代表するものとみなすとすれば、それは少なくとも家族社会史的にはおおよそ的はずれな議論といわねばならぬであろう。それは制度史的には「家」（ $\parallel$ 「家的社会」）の関係であり、そこにおける「家父長支配」関係であるかも知れないが、「家族関係」ではないからである。

言うまでもなく、このことは、奉公人と世帯主との関係が特定の社会や社会階層における「家族関係」をある意味で代表ないし象徴しているようなケースの可能性を排除するものではない。それは、奉公人が「家族の一員」として待遇されたような場合であつて、先に指定したわれわれの「モデル」がその近似像であるが、しかしそれは古い社会ならどこにでも存在した、というわけではないのである。小括して言えば、家族史ないし家族社会史にとつては、伝統的「家」から近代「家族」へという枠組を用いて「家父長支配」の消滅を論理的・先験的に語

るよりも、むしろ「家族関係」の次元に一貫して着目し、家父長的支配の契機をも含めてそのような家族成員間の関係の変化を歴史的現実的に問うことのほうが、より望ましいであろう。いずれにせよ、近年の家族社会史の中心にあるのは、このような視角なのである。

前述のように、近年の歴史人口学が教えたことは、伝統的家族と近代家族との間には、その規模や形態にはそれほど本質的な相違は存在しないということであった。そこで、例えばアリエスやショーターのような家族関係の「心性」に注目する社会史家たちは、両者の相違を家族の規模や形態といった外面的に観察できる要素にではなく、むしろ家族関係の内的性質に、すなわち情愛の濃淡やプライヴァシーの強弱といった家族生活をめぐる情緒や感情のあり方の違いに求めるのである。<sup>33)</sup>このような視角からすれば、家族社会史の中心的課題は、情愛・情緒という点において——今日のわれわれから見れば——きわめて淡泊な伝統的家族関係と、家族関係がそのよくなものとなった(ならざるをえなかった)理由を、その時代の社会的諸条件から明らかにしていくとともに、親子や夫婦間の家族愛、親密さ、プライヴァシーなどに価値を置く近代的家族感情の成立や、そのような家族意識の普及の過程を、家族生活とそれを取り巻く社会環境との相互作用に着目しながら説明していく点にあることになるであろう。いずれにせよ、このような家族関係の心性という視点からすれば、「近代家族」を定義するのはそれ特有の家族意識という内的な性質なのであって、それは単に核家族の割合の如何という家族形態によって定義されるでもなければ、奉公人の包摂や職住分離の如何という世帯形態によって定義されるでもない。なぜなら、すでに伝統社会において核家族は支配的な家族形態でありえ、都市・農村を問わず奉公人を包摂しない低階層の世帯や職住分離を特徴とする日雇い労働者の世帯もまた幾らも見出せたが、そこに近代的な家族意識を認めることはできないからである。逆に、十九世紀の地主層や市民階級の世帯にはまだ農業奉公人や多くの

家事奉公人Ⅱ女中が雇用されていたが、そこでは近代家族意識の成立によって奉公人は世帯主の家族の親密圏からは排除されていたのである。もちろん、今日再び支配的な形態となっている家族経営の農家や、家族労働に頼るこれもまた決して少なくない自営業の家族に、近代的家族意識の存在を否認するとすれば、それは暴論というものであろう。

それでは、なぜそれまで外部の様々な社会関係に開かれていた家族が、家族感情、とくに愛を至上とするプライヴァシーの領域に変化したのであろうか。近代家族でこの家族愛とプライヴァシーの感情が生じた理由については、様々な要因が介在していた分だけ、様々な説明が可能であらう。この点にここで主題的に立ち入るわけにはいれないが、単に工業化を軸にした資本主義経済の発展による職住分離というだけでなく、多産多死から小産小死への子供の出生パターンの変化や、平均寿命の伸長という人口学的条件の変化がもたらした影響も決定的であったはずである。

この関連で興味あるのは、近代的家族感情の発生を家族の「構成の安定性」という観点から説明するミッテラウアーの所説である。古い社会の大人たちが子供らの存在に対してそれほど注意を払ったり、関心を寄せたりすることがなかったのは、部分的には、彼等の幼少時の高い死亡率と、どの子供が成人まで育つか確信が持てなかったことに原因があった。逆に成人した者たちの平均余命が比較的短かったことは、晩婚の慣習とも関連して、子供がまだ成人に達しないうちに両親が死亡する可能性を著しく高いものとし、したがって彼等に幼少のうちから将来の自立のために備える用意を余儀なくさせた。当時の社会における家族成員の構成の不安定さは、このような生活現実の人口学的条件によってもたらされたものである。家族はそれほどの「喪失感」を抱くことなく幼い子供たちを次々と奉公に出したり、その成員の死別に立ち会ったりしたほか、短い年季で頻繁に入れ代わる親族・

非親族の奉公人を家族生活圏のうちに取り込んだ。このような家族Ⅱ世帯成員の構成の不安定性は、近代的な形態の家族意識ないしは家族愛を育むにはまことに不適当な環境であり、そこにおける家族成員間の感情をおのずから即物的なものにしたのである。アリエスが近代的家族意識の端緒となり、中核となった「子供の発見」を、主として宗教改革や反改革の影響下、特に啓蒙主義の時代におけるモラリストたちの影響下における子供をめぐる觀念の変化に求めたのに対して、ミッテラウアーはそのような親子関係の変容を含む家族愛の発生の主たる原因を、むしろその背景となった人口学的、物質的諸条件の変化に求める。すなわち、幼児死亡率の低下、奉公人の慣習の消滅、子育てを終えた夫婦が二人だけで過ごす期間（いわゆる「空き巣」世帯期間）が伸びたこと、等の要因により家族成員の恒常性ないし安定性が増大したことに——生別・死別を問わず家族成員との別離に際しては耐え難いほどの「喪失感」をもたらすことに象徴されるような——近代的家族感情の発生の原因を見出すのである。

しかし、われわれの文脈でより興味を引くのは、近代的家族意識の普及を社会階層と関連づけて説明するアリエスの議論である。周知のように、近代家族はマルサス主義（産児制限）をその本質的な特徴としているが、アリエスはその心性がまず市民階級の家族に普及した理由を「社会的毛（細）管現象」という観点から説明している。その前にまず、「子供の発見」以前の伝統的家族関係についての描写を引用しよう。

「子どもの登場以前の家族は……わたしたちが『家族精神』と呼び、血族関係の本質をなすものと考えているあの感情的絆がなくても十分にうまく存在していた。……家族は父を中心として集まり、子どもや若者は、父の仕事への参加の合いに応じて、はじめて関心を寄せられた。そうでない場合は、家族は、ちょうど役に立たないじゃまな枝をはらうように子どもを追い払ったのである。子どもの数は、子どもの将来に対する親の無思慮の結

果であった。一人か二人の男の子だけが、父の遺産を確実に継ぐために、父の側に残された。他の子どもたちは、戻るあてもなくどこかに消え去った<sup>35)</sup>。

このような——今日のわれわれの目から見れば——淡泊・無関心な (disinterested) 古い家族関係に対して、すでに述べたように近代家族の最大の特質は、子供が家族の関心 (interest) の中心を占めるまでになることにある。いわゆる「子供の発見」によって画される近代家族におけるマルサス主義の心性とその社会的背景について、アリエスは次のように述べる。

「子どもに対する関心はまもなく、将来の計画にもはっきりと表われるようになり、両親の全生活は、子どもたちの成功のために必要なあらゆる物質的手段——教育・財産・結婚——を求めることに向けられるようになった。かつては家庭に向けられていたあらゆる努力は、いまや、一人ひとりの子どもたちの将来の状態へ、彼らの身を固めさせることへと向けられるようになった。／＼とところで、愛情深くあるためには、その努力は集中されなければならぬ。拡散するとそれは弱まるからである。人びとはもはや、専念して世話を焼いてやれない子どもあるいは青年期になると、かつて存在していたというしも残さずどこかへ消え去っていく子どもは、最初から持とうとはしなくなった。そんなことのために子どもを持つのではないのだ。そうではなく、子どもたちの成功のために気を配り、親の現在の境遇よりも良い未来を子どもたちに獲得してやるために、子どもを持つのである。人びとは自ら抱いている野心と、利用しうる財力とにに応じて、子どもの数を制限するようになるであろう。この二つの要素は、ともに重要で相互に関連し合っている。それゆえ、ブルジョアの家族は、それぞれ、その財力と野心との相関で、その子孫の数を割り出すことになる。……／＼子どもが家族のなかで新しい役割を占めるようになると、それは自動的に出生の制限を引き起こした。出生は自然の力の作用を離れて、父親の先見の明に依

存するようになった。本能が計算に置き換えられたのである。……この現象は、基本的にはブルジョア的な現象であった。それは、成長しつつある社会、現在の状態に満足せず、その子孫が新しい段階へと乗り越えていくことを願う、そうした社会に属する現象なのである。社会学者デュモンは、このような上昇過程にある家族においては、子ども数が減少するという現象を、社会的毛管現象という印象的なことばで特徴づけた。液体の管は、その直径が十分せまくなると垂直方向への上昇運動を起こさない。それゆえ、出生率の減少という現象は、上昇運動がやむ時にそれとともにやむはずである。それは上昇運動の出口が与えられていない場合か、あるいは、目的地にすでに到達してしまった場合である。実際、社会階層のなかの二つの両極端において、こうしたことが生ずる。すなわち、いまだ上昇の可能性のない下層の民衆と、すでに富と名譽の頂点に達した(ポー・ド・ロメーニの表現を使えば)『ブルジョア諸王朝』の大家族の場合である」。

アリエスによれば、市民家族のマルサス主義はフランスではイギリスより一世紀も早い時期から観察されるが、しかし最上層のある水準以上の財産のある社会層(ここでは世襲財産の分割は個々の子供を繁栄させることの障害とはならなかった)と、社会全体の中産階級化に巻き込まれるまでの下層の労働者家族には見られなかった。後者にマルサス主義の心性やブルジョア的家族イデオロギーが本格的に普及するには、たかだか今世紀に入ってからのことにはすぎない。

さて、これまで、「家父長支配」をめぐる問題というのは「家」||世帯を基準としてではなく、「家族」関係のあり方に即して主題化すべきであることを主張し、家族社会的な観点から家族成員間の感情のあり方を中心に家族関係の歴史的な変化の大筋をみてきたのは、近代(ないし現代)における「家父長支配」の問題が近代化の過程で生じた質的に新しい現象であることを明らかにしたからである。これまでの叙述からも明らか

ように、伝統社会における家族関係は——今日のわれわれから見れば——きわめて淡泊・無関心の色調に彩られたものであった。しかし、このことから当然にも推しはかれることは、そこにおける「家父長支配」の契機もまた、そのような淡泊・無関心を基調とする家族関係の一部であったということである。そこでは生活が基本的に家族全員の労働に依存せざるをえなかったがゆえに、特に家族経済をめぐっては生きるための抑圧と服従の関係が不可避的に生じたであろう。したがって、そのような家族関係のうちに、マックス・ウェーバーの意味での「家父長支配」の関係が成立していたことは、ごく容易に推測しうることである。

しかしながら、そのことから、近代家族の成立の過程は、まさに家族Ⅱ世帯が生産機能を喪失するとともに、家族意識Ⅱ家族愛の成立する過程でもあるから、それは同時に「家父長支配」克服の過程であると単純に結論づけることは必ずしも適切ではないであろう。なぜなら、家族の生産機能の喪失という要素だけでなく、近代の家族意識・家族愛という要素も、必ずしも家父長支配と両立しないものではないからである。たしかに、古い型の家父長支配は、主として家族が生産機能を有していた点にその根拠を有していた。その基盤が解体した限りでは、近代家族は古い型の家父長支配を克服したといえるかも知れない。しかし、そのことの確認だけで満足したのでは、近代の——市民家族の——家父長支配が、まさに家族の生産機能喪失と近代的家族意識Ⅱ家族愛そのものを基盤として成立する質的に新しい現象であることは見えてこないであろう。近代の家父長支配は、古い家族関係の解消の遅れによる過去の遺制というよりも、むしろまさに近代家族の成立そのものを基盤としているのである。

近代(ないし現代)における家父長支配の問題については、最近のフェミニストたちの仕事を含めて多くの研究があるが、ここでそれらの研究に立ち入る紙幅の余裕はないし、またその必要もないであろう。むしろここで



は、これまでの考察を踏まえて、近代の家父長支配が、近代社会と近代家族の基盤の上に成立する新しい現象であることを確認することで本節を閉じることにしよう。

近代家族の本質的な特徴は、これまでの古い型の家族関係についての考察から逆照射しうるように、近代的家族意識——その中核はアリエスの言う「子供中心主義」にある——の成立と、「男は外、女は内」という近代特有の男女分業にある。この二つの要素は密接に関連しており、近代的家父長支配は、基本的にこれらの要素の上に成立する。「子供中心主義」の心性が中産階級の社会的上昇志向に根ざしていたというアリエスの指摘が興味を引くのは、近代的家族意識が流動性や複雑性の増大を伴う近代資本主義市場社会を背景として成立し、それと不可分の関係にあることを明らかにするからである。家父長支配の問題を家族関係のうち親子のそれに即して見れば、古い家族関係の下にあつては、親子の関係は外面的かつ厳格なものではあったが、家族は外部世界に向かつて開かれており、また家族構成の不安定性のゆえに、そのような関係さえ不安定であった。それに対して、家族愛の感情を中心とした家族意識という基盤の上に成立し、家族構成員の恒常性を特徴とする近代家族の親たちは、まさに愛情の付与と剝奪を手段に、子供の内面にまで及ぶ精神的統御を行なおうとするであろう。そのことが、流動性と複雑性を増した業績(学歴)社会における親子間の「愛(情)の現象形態」として観念されるのである。

他方、近代家族における「子供中心主義」は、やがて「母の役割」を作り出し、後者は近代特有の男女分業と結びつくことによって「主婦の役割」へと発展するであろう。イリイチの言う「家事労働」という名の「シャドー・ワーク」の成立であり、市民的「家族イデオロギー」の成立である。このイデオロギーの下では、働きに出る夫や男性のために、外部の敵対的社会から隔離された「親密圏」たる家庭を守ることに専念することが、まさに妻や女性にとっての「愛の現象形態」として観念されるのである。アリエスによれば、「子供の発見」はまず男

子から始まったが、このことは近代家族の本源的性格を十分に示唆しているであろう。ともあれ、近代家族が「人間性」の表現される唯一の領域として観念されるにせよ、どうもがらでも逃れることのできないしがらみと愛憎の領域と観念されるにせよ、その成立は、そしてそこにおける家父長支配の契機もまた、歴史的には近代社会の成立を背景とした新しい現象なのである。

## 注

- (1) Michael Mitterauer, Die Familie als historische Sozialform, in: Michael Mitterauer/Reinhart Sieder, *Vom Patriarhat zur Partnerschaft: Zum Strukturwandel der Familie*, München 1977, S. 21 ff.
- (2) M. Mitterauer, Der Mythos von der vorindustriellen Großfamilie, in: M. Mitterauer/R. Sieder, a. a. O., S. 42.
- (3) Ю. Г. Давыдов, Peter Laslett and Richard Wall(eds.), *Household and family in past time*, Cambridge, 1972 年録。
- (4) M. Mitterauer, a. a. O., S. 44 ff. cf. Eugen A. Hammel, The Zadruga as a process, in: P. Laslett and Richard Wall(eds.), op. cit. pp. 335 ff.
- (5) M. Mitterauer, a. a. O., S. 48.
- (6) Peter Laslett, Foreword, in: M. Mitterauer & R. Sieder, *The European Family: Patriarchy to Partnership from the Middle Ages to Present*, translated by Karla Oosterveen and Manfred Hörzinger,

Oxford 1981, x-xi.

- (7) P. Laslett, *The World We Have Lost further explored*, 1983. 川北稔他訳『われら失いし世界——近代イギリス社会史——』三嶺書房、一九八六年、一三六頁。
- (8) M. Mitterauer, a. a. O., S. 51.
- (9) B・ドゥアーテン「資本主義と家事労働の起源」(B・ドゥアーテン／C・V・ヴェルホーフ『家事労働と資本主義』丸山真人編訳、岩波書店、一九八六年、所収)、七頁。
- (10) 同右、八頁。
- (11) M. Mitterauer, a. a. O., S. 58.
- (12) P・ラスレット、前掲邦訳、一八頁。ドイツについては、坂井洲二『年貢を納めていた人々——西洋近世農民の暮し——』法政大学出版局、一九八六年、二〇八頁以下を参照。
- (13) M. Mitterauer, *Die Familie als historische Sozialform*. a. a. O., S. 22.
- (14) B・ドゥアーテン、前掲、三〇頁。なお、ヨーロッパ近世の文化的特性の一つをなした「晩婚」の結婚パターンについては、M・セガレーヌ『家族の歴史人類学』(片岡陽子他訳、新評論、一九八七年)、第四章、ジャック・ソレ『性愛の社会史——西欧近代における愛——』(西川長夫他訳、人文書院、一九八五年)一七頁以下を参照。
- (15) Lutz K. Berkner, 'The Stem Family and the Developmental Cycle of the Peasant Household: An Eighteenth-Century Austrian Example', *American Historical Review* 77, 1972.
- (16) *Op. cit.*, pp. 402-3.
- (17) *Ibid.*, p. 405.

- (18) インヴォーナーは奉公人の場合とは逆に、隠居した両親のいない世帯に多くみられたことから、隠居用の空き部屋を賃借していたと考えられ、その賃借料によって世帯主家族の家計に貢献していたものと推定される。Berkner, p. 417.
- (19) *Ibid.*, p. 411.
- (20) *Ibid.*, pp. 414-5.
- (21) *Ibid.*, pp. 412-3.
- (22) P・ラスレット、前掲邦訳、二四頁。
- (23) 同右、七頁。
- (24) 同、六頁。
- (25) John R. Gillis, *Youth and History: Tradition and Change in European Age Relation, 1770 - Present*, New York, 1981. 北本正章訳『〈若者〉の社会史——ヨーロッパにおける家族と年齢集団の変貌——』新曜社、一九八五年、七三頁。
- (26) 同右、六七—七八頁。
- (27) 椎名重明「近代イギリスの家族と世帯」(家族史研究委員会編『家族史研究5・特集Ⅱヨーロッパ近代の家族』大月書店、一九八二年)、四四頁。
- (28) 古典的研究として、松田智雄『新編「近代」の史的構造論——近代社会と近代精神、近代資本主義の「プロシヤ型」——』新泉社、一九六八年(一九四八年の旧版の増補復刻版)がある。東エルベ農村における農民層分解についての最近の研究として、藤田幸一郎『近代ドイツ農村社会経済史』未来社、一九八四年、第二章を参照。
- (29) Immanuel Wallerstein, *The Modern World-System: Capitalist Agriculture and the Origins of European*

- World-Economy in the Sixteenth Century*, New York 1974. 川北稔訳『近代世界システム——農業資本主義とヨーロッパ世界経済』の成立——』(I・II) 岩波書店、一九八一年。
- (30) 邦訳I巻九九頁、二三二頁。なお、東ヨーロッパの従属的構造については、さらにアナール派の重鎮F・ブローデルの『物質文明・経済・資本主義十五—十八世紀II—1 交換のはたらき』みすず書房、一九八六年、特に三三四頁以下を参照。
- (31) 椋川一朗『西欧封建社会の比較史的研究(増補改訂)』青木書店、一九八四年。なお、ドイツの奉公人制度を一種の奴隷制とみる椋川氏の見解に対して、若尾氏は独自の奴隷概念を基準に批判を試みている(八一頁以下)が、イギリスやフランスとの対比でドイツに封建制の成立を否定する椋川氏の見解の中心的論点には触れられていない。
- (32) 柴田三千雄『近代世界と民衆運動』岩波書店、一九八三年、六五—七頁。
- (33) Cf. Edward Shorter, *The Making of the Modern Family*, New York 1975; Jean-Louis Flandrin, *Families in Former Times: Kinship, Household and Sexuality*, trans. by Richard Southern, Cambridge 1979.
- (34) M. Mitterauer, *Die Entwicklung zum Modernen Familienzyklus*, in: M. Mitterauer/R. Sieder, a. a. O., S. 76-80.
- (35) フィリップ・アリエス『教育の誕生』(中内敏夫・森田伸子編訳、新評論、一九八三年)、九〇—一頁。
- (36) 同右、九七—一〇〇頁。